

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1593号）	旧				
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>ア <u>表1の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を備えていること。</u></p> <p><u>表1 単板積層材の製造に必要な機械器具</u> (表略)</p> <p>イ <u>保存処理を施しその旨を表示したものを製造する場合にあっては、表1及び表2の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。以下この号において同じ。）を備えていること。ただし、保存処理を施すことのみを行う場合にあっては、表2の左欄に掲げる機械器具に限る。</u></p> <p><u>表2 保存処理を施す場合に必要な機械器具</u></p> <table border="1" data-bbox="116 826 1102 995"> <thead> <tr> <th data-bbox="116 826 439 896">機 械 器 具</th> <th data-bbox="439 826 1102 896">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="116 896 439 995">保存処理装置</td> <td data-bbox="439 896 1102 995">加圧処理のできるものであって、処理むらの少ないものであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合であって、防虫処理を施した旨の表示をする場合にあっては、<u>(1)から(3)までに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、アに掲げる機械器具にあってはほう素化合物で処理する場合、イに掲げる機械器具にあってはフェニトロチオン又はシフェノトリンで処理する場合、ウに掲げる機械器具にあってはピフェントリンで処理する場合に限る。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(6) <u>保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては、(1)から(3)までに規定するもののほか、次のアからウまでに掲げる機械器具並びにエ及びオの場合ごとに掲げる機械器具。</u></p> <p>ア <u>含水率測定用具</u></p> <p>イ <u>重量測定機</u></p>	機 械 器 具	条 件	保存処理装置	加圧処理のできるものであって、処理むらの少ないものであること。	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>次の表の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を備えていること。</p> <p>[新設]</p> <p>(表略)</p> <p>[新設]</p> <p>2 (略)</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合であって、防虫処理を施した旨の表示をする場合にあっては、<u>アからウまでに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、アに掲げる機械器具にあってはほう素化合物で処理する場合、イに掲げる機械器具にあってはフェニトロチオン又はシフェノトリンで処理する場合、ウに掲げる機械器具にあってはピフェントリンで処理する場合に限る。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>[新設]</p>
機 械 器 具	条 件				
保存処理装置	加圧処理のできるものであって、処理むらの少ないものであること。				

ウ 濃度測定用具

エ ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しないとき（ウに掲げる機械器具にあつてはICP（高周波誘導結合プラズマ）発光分光分析装置により分析を行う場合、（オ）に掲げる機械器具にあつてはクルクミン法により定量する場合に限る。）

（ア） 天びん（カルミン酸法により定量する場合は感量が0.1mg以下、それ以外の場合にあつては感量が0.01g以下のもの）

（イ） 分光光度計

（ウ） ICP（高周波誘導結合プラズマ）発光分光分析装置

（エ） 恒温乾燥器

（オ） 電気マッフル炉

（カ） ガラス器具

（キ） 雑器具

オ アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合であって、第三者機関の検定証明を定期的に取得しないとき（ウに掲げる機械器具にあつてはガスクロマトグラフにより分析を行う場合に限る。）

（ア） 天びん（感量が1mg以下のもの）

（イ） 高速液体クロマトグラフ

（ウ） ガスクロマトグラフ

（エ） 恒温乾燥器

（オ） ガラス器具

（カ） 雑器具

4 格付のための施設

(1) (略)

(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

ア～コ (略)

サ 保存処理を施しその旨を表示する場合にあつては、アからカ及びクに規定するもののほか、次の（ア）から（ウ）までに掲げる機械器具並びに（エ）及び（オ）の場合ごとに掲げる機械器具を備えていること。

（ア） 恒温乾燥器

（イ） ガラス器具

（ウ） 雑器具

（エ） ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合（cに掲げる機械器具にあつてはICP（高周波誘導結合プラズマ）発光分光分析装置により分析を行う場合、dに掲げる機械器具にあつてはクルクミン法により定量する場合に限る。）

a 天びん（カルミン酸法により定量する場合は感量が0.1mg以下、それ以外の場合にあつては感量が0.01g以下のもの）

b 分光光度計

c ICP（高周波誘導結合プラズマ）発光分光分析装置

4 格付のための施設

(1) (略)

(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

ア～コ (略)

[新設]

d 電気マッフル炉

(オ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合（cに掲げる機械器具にあつてはガスクロマトグラフにより分析を行う場合に限る。）

a 天びん（感量が1mg以下のもの）

b 高速液体クロマトグラフ

c ガスクロマトグラフ

二 （略）

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、単板積層材（構造用単板積層材を製造する場合にあつては、構造用単板積層材、保存処理を施した単板積層材（以下「保存処理単板積層材」という。）を製造する場合にあつては、保存処理単板積層材に限る。以下同じ。）の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が2人以上置かれていること。

2・3 （略）

四・五 （略）

第二 （略）

二 （略）

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、単板積層材（構造用単板積層材を製造する場合にあつては、構造用単板積層材。以下同じ。）の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が2人以上置かれていること。

2・3 （略）

四・五 （略）

第二 （略）

